



睦 監 第 29 号
平成30年11月30日

睦 沢 町 長 市 原 武 様
睦沢町議会議長 市 原 重 光 様

睦沢町代表監査委員

生 田 昌 司 

睦 沢 町 監 査 委 員

岡 澤 宏 一 

平成30年度第2回定例監査結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の対象

平成30年度睦沢町一般会計
平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計
平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計
平成30年度睦沢町介護保険特別会計
平成30年度かずさ有機センター特別会計
平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計

2 監査の期日

平成30年11月26日(月)、11月30日(金)

3 監査の方法

平成30年度第2回定例監査を実施するにあたり、資料調整日（平成30年9月30日。ただし、職員配置及び事務分担に関する調べは同年10月1日現在）までに執行した事務事業について、今回の監査では、総合戦略について、進捗状況はどうか。平成30年度中間における会計処理について、支出負担行為事務や調定事務に著しい遅延はないか。内

部統制の運用について、その後の取組状況はどうか。特別会計では、国民健康保険の広域化に伴う運営状況はどうか等に主眼を置いて監査した。

4 監査の概要

(1) 予算の執行状況

平成30年9月30日現在における各会計の予算の執行状況は、次のとおりである。

(歳入)

(単位：千円、%)

会計名	項目	予算額 (A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する収入歩合 (C) / (A)	調定済額に対する収入歩合(C)/(B)
一般会計		4,796,676	2,948,006	1,842,251	38.41	62.49
国民健康保険特別会計		1,029,374	1,031,311	494,930	48.08	47.99
農業集落排水事業特別会計		73,922	23,175	21,796	29.49	94.05
介護保険特別会計		816,380	584,374	350,053	42.88	59.90
かずさ有機センター特別会計		25,095	15,998	15,514	61.82	96.97
後期高齢者医療特別会計		95,430	67,139	32,626	34.19	48.60
合計		6,836,877	4,670,003	2,757,170	40.33	59.04

(表示以下四捨五入)

(歳出)

(単位：千円、%)

会計名	項目	予算額 (A)	支出済額 (B)	予算に対する支出割合 (B)/(A)
一般会計		4,796,676	1,490,231	31.07
国民健康保険特別会計		1,029,374	383,232	37.23
農業集落排水事業特別会計		73,922	18,677	25.27
介護保険特別会計		816,380	306,057	37.49
かずさ有機センター特別会計		25,095	4,243	16.91
後期高齢者医療特別会計		95,430	20,832	21.83
合計		6,836,877	2,223,272	32.52

(表示以下四捨五入)

(2) 監査の内容

① 議会事務局

局長以下4名（うち2名兼務）で、定例会及び臨時会を中心とした議会事務と併せて監査事務（兼務を除く）にあたる。

事務の執行状況及び支出の状況等について調査した。

② 総務課

総務課は、総務班（選挙管理委員会4名含む）・財政班で組織されており、課長以下13名（うち1名県へ派遣、1名休職）で各事務事業にあたる。上半期の臨時職員は1名（町長車運転）となっている。

ア 総務班

総務班は、職員の任免・分限・懲戒・服務その他人事、給与、消防、防災、交通安全及び法規の整備等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、内部統制組織、職員の人事管理・人事評価、労働環境整備、情報システムのクラウド化などについて調査した。

イ 財政班

財政班は、財政事務並びに契約・検査、財産管理及び公共施設の維持管理等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、契約事務及び支払い、ふるさと納税、新公会計制度などについて調査した。

ウ 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、明るい選挙啓発、選挙人名簿の定時登録、各種選挙の執行、選挙管理委員会の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

③ まちづくり課

まちづくり課は、政策班及び事業管理班で組織されており、課長以下10名（うち2名は県・長南町ガス課派遣）で各事務事業にあたる。

上半期の臨時職員は1名（政策班事務補助）となっている。

ア 政策班

政策班は、スマートウエルネスタウン(重点・道の駅)、地方創生、自治体 PPS 事業及び地籍調査等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、地方創生事業、スマートウエルネスタウン拠点形成事業、総合運動公園指定管理業務、学校施設整備基本構想、住宅リフォーム補助金などについて調査した。

イ 事業管理班

事業管理班は、工事設計積算・監督事務、道路・河川・公園・ダム・町営住宅等の維持管理、汚水処理施設、境界立会、災害復旧等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、コミュニティプラント事業、町営住宅、町道管理、空家等の適正管理などについて調査した。

④ 税務住民課

税務住民課は、税務班及び住民班で組織されており、課長以下10名(うち育児休業1名)で各事務事業にあたる。

上半期の臨時職員は2名(徴収補助員・税務班事務補助)となっている。

ア 税務班

税務班は、町税及び国民健康保険税の賦課・徴収を中心とした税務事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、不納欠損処理、電算業務の長期契約、町税等の徴収体制などについて調査した。

イ 住民班

住民班は、戸籍、住民登録、個人番号制度等の事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務の執行状況について調査した。

⑤ 福祉課

福祉課は、地域包括支援センター業務を含め、課長以下16名(うち地域包括支援センター業務兼務4名、町社会福祉協議会派遣5名(う

ち1名休職))で各事務事業にあたる。

ア 福祉介護班

福祉介護班は、高齢者・障害者・児童等の福祉及び介護保険等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、災害時避難者支援事業、放課後児童クラブ、子ども子育て支援事業、認知症総合支援事業、介護保険事業などについて調査した。

イ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防及びケアプラン作成等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、地域支援事業などについて調査した。

⑥ 健康保険課

健康保険課は、課長以下10名(うち1名産休、1名休職)で各事務事業にあたる。

上半期の臨時職員は1名(健康保険班事務補助)となっている。

ア 健康保険班

健康保険班は、住民健康診査等の各種予防事業、保健師活動、栄養士活動、健康づくり事業、国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、保険給付費、健康診査受診者と医療費の関係などについて調査した。

⑦ 産業振興課

産業振興課は、産業振興班及び生活環境班で組織されており、課長以下8名(農業委員会兼務3名、かずさ有機センター兼務2名含む。うち1名休職)で各事務事業にあたる。

上半期の臨時職員は4名(産業振興班事務補助1名、かずさ有機センター業務2名、鳥獣等処理業務1名)となっている。

ア 産業振興班

産業振興班は、農業、林業、商工観光業、かずさ有機センター、

有害鳥獣対策、環境保全型農業直接支払対策等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、かずさ有機センターの運営、有害鳥獣対策、集落営農支援及び補助金などについて調査した。

イ 生活環境班

生活環境班は、耕作放棄地対策、産業廃棄物対策、畜犬登録等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、耕作放棄地対策などについて調査した。

⑧ 農業委員会

局長以下3名（全員兼務）で、農地及び農業者年金等に関する事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、農業委員会制度について調査した。

⑨ 会計課

会計管理者以下2名で、出納事務及び物品の管理にあたる。

所管する会計の収入支出の状況の外、指定金融機関の監査状況について調査した。

⑩ 教育委員会

ア 教育課

教育課は、学校教育班、生涯学習班で組織されており、教育長以下14名で各事務事業にあたる。

上半期の臨時職員は16名（教諭7名、事務員2名、バス運転7名）となっている。

ア) 学校教育班

学校教育班は、教育委員会、学校教育及び学校給食等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、小学校再編後の状況、2学期制の効果、中学生海外交流事業、教育施設の整備、コミュニティスクールなどについて調査した。

イ) 生涯学習班

生涯学習班は、各施設を活動の拠点として、生涯学習指導、社会体育指導等の事務事業にあたる。

各施設の所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。なお各施設別の内容については、次のとおりである。

a) 中央公民館

中央公民館は、社会教育、青少年教育、生涯学習及び体育指導等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

b) 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、郷土資料の収集と保存、研究調査及び文化財の保護等にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

イ こども園

こども園は、園長以下27名（うち栄養士1名、調理員3名、育児休業1名、人事交流により他町へ1名）で、乳幼児の短時間保育、長時間保育の通常保育と子育て支援業務にあたる。

上半期の臨時職員は16名（うち保健業務1名、調理員2名、運転手1名）となっている。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、園舎の増築、入園児の現状及び保育士の確保などについて調査した。

5 監査の結果

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、第2項により一般行政事務いわゆる行政監査並びに第3項の規定により、事務の執行が住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果が上がり、組織及び運営の合理化と規模の適正化が図られているかを監査した。

方法は、各課等が所管する事務事業の執行状況及び会計収支状況を主な資料として実施した。

その結果、一般会計において収入済額は、1,842,251千円で、予算額

4,796,676 千円に対し 38.41% (前年度 52.88%) の収入率で、調定額 2,948,006 千円に対する収入率は、62.49% (前年度 77.46%) である。収入率減(前年同期比)の主な要因は、町税(高額納税者の転出)及び国・県支出金等である。

一方、支出済額は 1,490,231 千円で 31.07% (前年度 37.26%) の執行率であり、歳入歳出の各比率は、いずれも前年度をわずかに下回っているものの、事務事業の執行については、関係法令及び予算に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。

今回の定例監査の結果、指摘事項、注意事項はない。

なお、指導事項及び総括的意見として、今後の事務執行に当たっては、次の点における改善策・検討することを求めた。

6 指導事項及び意見

[指導事項]

(1) 適正な財務事務の執行について

(ア) 調定事務の遅延

調定時期について、2カ月程遅延している事例があり、今後は、適正な事務処理を行うこと。この際、内部組織のチェックを徹底すること。

(イ) 支出負担行為の遅延

使用料及び賃借料等の執行について、支出負担行為が6カ月以上遅延している事例があり、今後は、適正な事務処理を行うこと。この際、予算の進行管理と併せてチェックを徹底すること。

[意見]

(1) 町の総合戦略計画の達成状況について

計画の4年目を迎え、全体的には概ね目標を達成しつつあるが、一部、未着手や進捗率の低いものもあり、その原因を検証するとともに、次期計画策定にあたっては、内容の十分な精査が必要である。

以上